

事故発生の対応

事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または事故サポートセンターにご連絡ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめてください。

事故のご連絡は、事故サポートセンターまで

0120-727-110

受付時間：24時間365日

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★ご加入者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

★取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

なお取扱代理店は以下のとおりです。

〔幹事取扱代理店〕(株)ウーベル保険事務所

〔募集代理店〕下記の代理店

★個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、会員団体・会員団体の所属団体、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、会員団体・会員団体の所属団体、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808 〈通話料有料〉

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

2024年度版

保険期間

2024年11月1日 午後4時～2025年11月1日 午後4時

全管連

管工事賠償 補償制度

請負業者特約条項+生産物特約条項+施設所有管理者特約条項セット
(賠償責任保険年間包括契約)



**工事中、工事完了後に発生する賠償リスクに対応した
全管連所属員企業の皆さまの保険制度です。**



オススメ

**「地盤崩壊危険補償特約」
を導入しました!!
(オプション)**

詳しくは5pをご覧ください。

目次

- | | |
|------------------|-------------------|
| ● 本制度の概要と特長 … 1 | ● 加入手続き …… 10 |
| ● 補償内容 …… 3 | ● 保険のあらまし …… 12 |
| ● 地盤崩壊危険補償特約 … 5 | ● 万一事故にあわれたら … 裏面 |
| ● 保険金額と掛金 …… 7 | |

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)



【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

【担当営業店】

お問い合わせ先

【取扱代理店】

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

(S)00-00000 0000.00.00) (000000000) 401941 - 0000

全国管工事業協同組合連合会

<https://zenkanren.jp>





全管連の管工事賠償補償制度 概要と特長

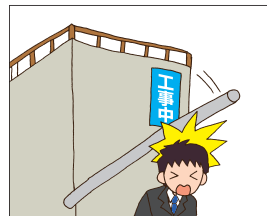
工事遂行中および工事完成・引渡し後に生じた偶然な事故によって通行人や周囲の住民など第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いする保険です。
加えて施設の所有・使用・管理に起因する事故を補償し、所属員企業の皆さまの賠償リスクを総合的に補償します。

管工事賠償補償制度の概要

工事中および工事完成・引渡し後の事故、施設の所有、使用または管理に起因する事故を補償します。

工事・作業の 遂行に 関連する 賠償責任の補償 (請負業者賠償)

工事中の事故



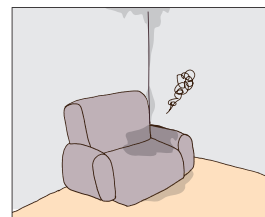
① 建築現場から資材が落下し、
通行人がケガをした



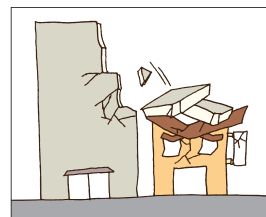
② 子供が作業場内に立ち入り、
穴に落ちてケガをした

工事完成 引渡し後に 関連する 賠償責任の補償 (生産物賠償)

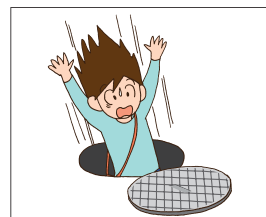
工事完成（引渡し）後の事故



① 配管の設備不良で漏水が発生、
カーペット・家具が汚損した



② 引渡し直後のビルの壁がくず
れ、隣の店舗が壊れた



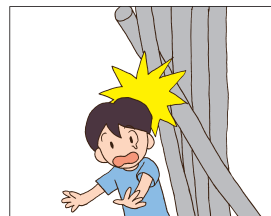
③ マンホールのふたを閉め忘れた
ため通行人が落ち、ケガをした

施設等に 関連する 賠償責任の補償 (施設所有管理者賠償)

施設（事務所、資材置き場など）を所有、使用、管理に起因する事故



① 自社ビルから、植木（看板）等が
落下し、通行人をケガさせた



② 管理状況が悪く、資材置場に
子供が立ち寄り、ケガをした

発注者責任補償（請負業者賠償）

発注者責任を補償の対象とします。
(交差責任担保追加条項[Both-Way])

工事発注者を被保険者に含め、かつ、加入者と
発注者間に発生する賠償責任を補償の対象とします。

3ページ
参照
▶▶▶

作業対象物補償（請負業者賠償）

工事中および作業遂行中に、
作業の対象物※を損壊したことによる
賠償事故を補償します。

※対象物には受託財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物）
を含みません。

3ページ
参照
▶▶▶

管工事賠償補償制度の特長



低廉な掛金水準!!

7ページ
参照
▶▶▶

全管連団体契約のスケールメリットを活かした掛金水準です。

(注)以下の保険料はあくまで1例です。引受条件により保険料は大きく異なる可能性があります。

損保ジャパンの汎用商品保険料

給配水管の新規設置工事、完成工事高 2億円

保険期間 1年間
保険金額(自己負担額)
身体賠償 1名につき2億円
1事故につき5億円(10万円)
財物賠償 1事故につき1億円(10万円)
主な特約 交差責任担保追加条項(Both-Way)
作業対象物担保追加条項、漏水担保追加条項

年間保険料 約214万円

本制度の掛金例

給配水管の新規設置工事、完成工事高 2億円

加入タイプ プランI(自己負担額10万円プラン)
保険期間 1年間
保険金額(自己負担額)
身体賠償 1名につき2億円 1事故につき5億円(10万円)
財物賠償 1事故につき1億円(10万円)
主な特約 交差責任担保追加条項(Both-Way)
作業対象物担保追加条項、漏水担保追加条項

年間掛金 約32万円

◎プランII(自己負担額身体0万円・財物3万円プラン)も
選択可能です。
◎掛金に制度運営費が含まれています。



生産物賠償（工事完成引渡し後の賠償）では、 補償期間の制限なし!!

3ページ
参照
▶▶▶

生産物賠償補償では、保険開始前の工事が原因であっても
保険期間中に発生した事故であれば補償します。



オススメ 地盤崩壊危険補償特約を導入!!

5ページ
参照
▶▶▶

土地の掘削工事等に伴う土地の沈下、隆起、振動もしくは土砂崩れに起因する
地上の工作物などの損壊を補償します。



年間包括補償かつ高額補償で、安心!!

7ページ
参照
▶▶▶

年間包括補償なので、すべての工事（下請工事含）が対象です。
また、1事故あたり財物賠償1億円、身体賠償5億円まで高額補償します。



直近の会計年度（1年間）の完成工事高（百万円単位） より、簡単に掛金算出ができます。

7ページ
参照
▶▶▶



加入者ごとに『加入証明書』を交付します。公共工事の 入札で保険加入の証明にご提示いただけます。

補償内容

1 対象となる工事

加入企業が取得している許可業種で、日本国内で行われる全ての請負工事

【対象としない工事の設定について】※損保ジャパンの事前の承認が必要です。

⇒一部の工事を除いて加入することも可能です。その場合は除く工事の完成工事高が分かる公的書類の提出が必要になります。

※JV工事（甲型・乙型）は2022年11月1日始期契約から補償対象工事に含めます。対象としない場合は別途設定してください。詳細はP9をご覧ください。



お支払対象
生産物特約では、工事終了引渡し後、保険期間中に賠償事故が発生した場合、保険の対象となります。なお、保険期間開始前の工事が原因であっても、保険期間中に発生した事故であれば保険の対象となります。
保険期間の開始前に発生した事故による損害に対して、保険金をお支払いできません。

2 補償対象とする事故

①工事中の事故 ＜ 請負業者賠償 ＞

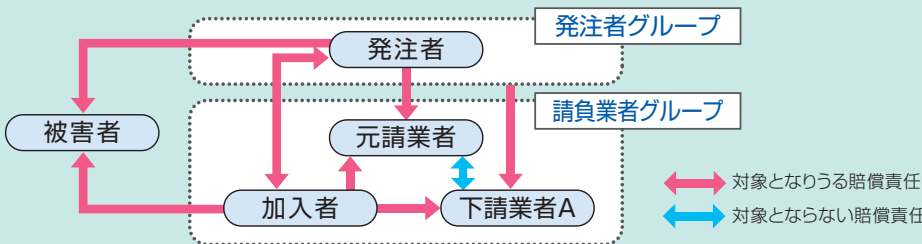
工事遂行中に生じた偶発の事故によって通行人などの第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。

発注者責任を補償します！

交差責任担保追加条項 (Both-Way)

工事発注者を被保険者に含め、かつ、請負業者グループと加入者（加入者の下請業者を含みます。）間の賠償責任について補償します。
（注）元受業者・下請業者、下請業者相互間の事故については対象外です。

【補償対象のイメージ図】
加入者が下請業者の例



工事中および作業遂行中に、作業*の対象物を損壊したことによる賠償事故を補償します。

作業対象物担保追加条項

※作業とは、被保険者またはその下請業者等によって行われる工事・作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
※被保険者が所有する財物や他人から受託している財物（借りている財物、支給された財物、保管している財物などの受託物をいいます。）は対象外です。

②工事完成後の事故 ＜ 生産物賠償 ＞

工事完成引き渡し後に、工事の欠陥や不備が原因で発生した事故によって通行人などの第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。（保険開始前の工事が原因であっても保険期間内に発生した事故であれば補償の対象となります。）

③施設（事務所、資材置き場など）の所有・使用または管理に起因する事故 ＜ 施設所有管理者賠償 ＞

施設・設備等の所有、使用もしくは管理上の事故によって第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。

3 補償の対象となる方（被保険者）

①貴社（記名被保険者） ②貴社の役員および使用人 ③貴社の下請負人 ④貴社の下請負人の役員および使用人

※②③④は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

●被保険者相互間の賠償責任（交差責任）については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 保険金をお支払いする損害

賠償責任保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は自己負担額を控除した額）を保険金額の範囲内でお支払いします。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被保険者に支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

損害賠償金

身体賠償 … 治療費・休業損失・慰謝料など

財物賠償 … 修理費など（被害にあった財物の時価額をこえない範囲）

被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用／訴訟になった場合の訴訟費用*や弁護士報酬*

※損保ジャパンの事前の承認が必要です。

5 事故の例（全管連管工事賠償補償制度における過去の事故より）

工事中

下水道工事の際、掘削機を使用していたところ、下水道工事に関係のない、隣に通っていたケーブルを傷つけてしまった。保険金支払額約507万円。

工事完成・引渡し後

○マンションの一戸で給配水管工事を行った。後日、工事部分から水漏れが発生し、工事をした部屋の下の部屋に損害が発生した。保険金支払額約105万円。

○新築工事の配管工事完了後、水濡れが見つかり、工事場所以外の床板等が汚損し損害賠償を受けた。保険金支払額約68万円。

※お支払いは事故の内容・状態により異なります。

6 補償の対象とならない主な事故

- 1 工事業者の故意による事故
- 2 戦争、外国の武力行使、内乱、その他これらに類似の事変または暴動等に起因する事故
- 3 地震、噴火、洪水等の自然変象に起因する事故
- 4 工事業者の従業員、下請負人およびその従業員がその業務に従事中に被った身体障害事故（労災保険の対象となります。）
- 5 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、船舶、航空機に起因する事故。（ただし、工事現場内における建設用工作車は対象となります。）
- 6 （請負賠償補償固有）工事に伴い発生した土地の隆起、沈下、移動、振動、土砂崩れ、土砂の流出入による財物損壊事故（地盤崩壊危険補償特約を付帯しない場合）、または地下水の増減
- 7 エレベーター・エスカレーターの所有・使用・管理に起因する事故
- 8 （生産物賠償補償固有）仕事の瑕疵（かし）に基づく仕事の目的物の損壊自体の賠償責任。仕事の目的物の一部の瑕疵による仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。その仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取り壊しもしくは解体による賠償責任を含みます。
- 9 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する事故。（請負賠償補償固有）「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは、以下の①から②に限定されています。 ①被保険者が所有する財物 ②被保険者が他人から受託している財物（借りている財物、支給された財物、保管している財物などの受託物をいいます。）
- 10 法律的な賠償責任が認められない事故
- 11 サイバー攻撃により生じた事故に起因する損害

など

地盤崩壊危険補償特約

基本契約で補償対象外となる地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う地盤崩壊による賠償事故を補償します。

ご加入者（被保険者）が行う地下工事、基礎工事または、土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する場合にご加入者（被保険者）が被る損害に対して保険金をお支払いします。

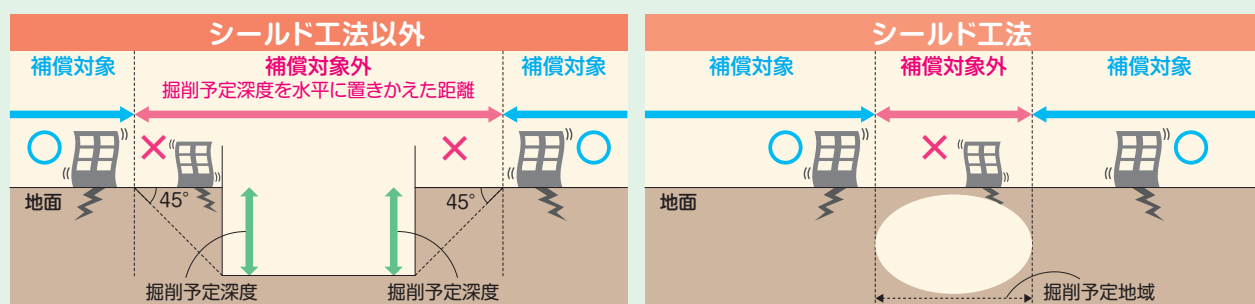
- 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）その収容物もしくは土地の損壊

1 対象となる主な工事、対象とならない主な工事

対象となる 主な工事	ビル工事・機械、装置、鋼構造物の据付または組立工事・道路工事・鉄道工事・構梁工事・トンネル工事（沈埋トンネル工事を除きます。）・地下鉄工事・上下水道工事・地下街、地下駐車場等の大規模掘削工事・土地造成工事・河川工事（漁業権侵害、滅失、き損もしくは汚損に起因する損害を除きます。）
対象とならない 主な工事	ダム工事・砂防工事・海岸工事・港湾工事・沈埋トンネル工事・埋立工事

2 プランと保険金額

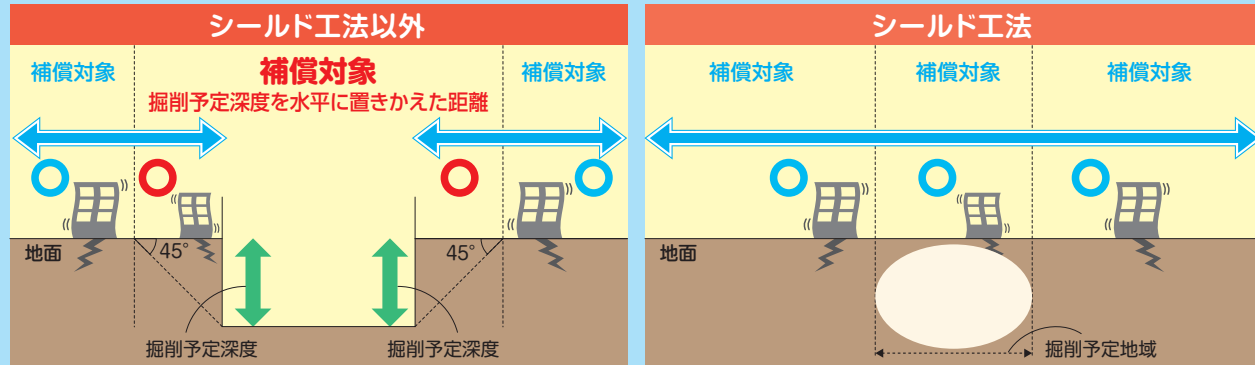
標準プラン（45度免責有プラン）



財物賠償	1事故 2,000万円	保険期間中 4,000万円
免責金額（自己負担額）	1事故につき	5万円

充実プラン（45度免責無プラン）

標準プランでは保険金のお支払対象とならない区域で生じた財物の損壊による賠償損害についても、保険金を支払います。



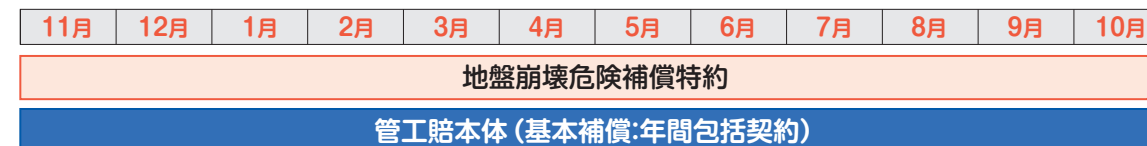
財物賠償	1事故、保険期間中通算	2,000万円
免責金額（自己負担額）	1事故につき	5万円

地盤崩壊危険補償特約の加入方法

1 地盤崩壊危険補償特約は「年間包括契約方式」と「1工事契約方式」の2パターンからお選びいただきます

(1) 年間包括契約方式

管工事賠償補償制度と同時に地盤崩壊危険補償特約にご加入いただきます。



(2) 1工事契約方式

管工事賠償補償制度にご加入いただき、土地の掘削にかかる工事は1工事契約にご加入いただきます。



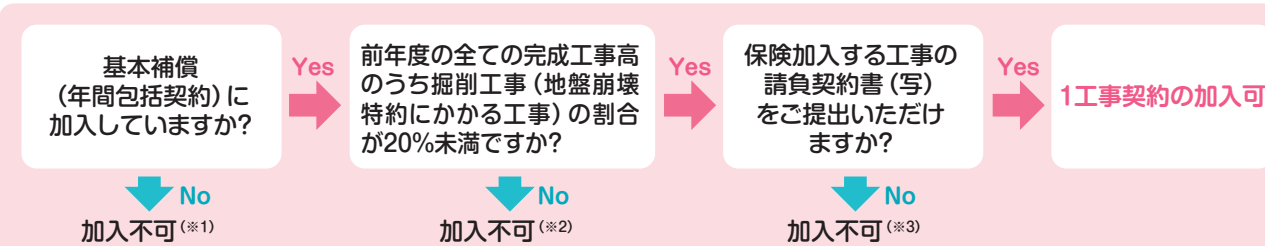
2 年間包括契約方式と1工事契約方式の違い

	年間包括契約方式	1工事契約方式
保険期間	1年	工事期間（毎月1日付・1ヶ月単位での契約）
掛金算出の基礎数値	全ての完成工事高	工事毎の請負金額
掛金のお支払方法	口座引落	現金振込
手続き	ご契約時のお手続きのみ	工事毎にお手続きが必要

3 ご加入の条件

	年間包括契約方式	1工事契約方式
条件	条件なし（全所属員企業にご加入いただけます）	以下の条件を満たす事業者 ●基本補償（年間包括契約）に加入している所属員企業 ●前年度の全ての完成工事高のうち掘削工事（地盤崩壊特約にかかる工事）の割合が20%未満の所属員企業（※） ※経営規模等評価結果通知書・決算書・請負契約書等で確認してください。 ●請負契約書（写）を提出できること。

4 1工事契約加入確認の流れ



※1 基本補償（年間包括契約）への加入が必須となっています。

※2 年間包括契約方式として加入してください。

※3 必須資料になるためご提出をお願いします。

保険金額と掛金

1 保険期間

2024年11月1日午後4時から2025年11月1日午後4時までの1年間※

○中途加入の場合は加入月の翌月1日午前0時から2025年11月1日午後4時までとなります。

(※) 11月1日付で新規に加入された場合には、保険始期日11月1日午前0時から補償を開始します。

2 基本補償の保険金額

『工事中の事故』『工事完成引渡し後の事故』『施設の所有・使用または管理に起因する事故』は、下表を限度に補償されます。

基本補償	身体賠償	財物賠償
工事中の事故（請負賠償補償）	1名 2億円 1事故 5億円	1事故 1億円
工事完成後の事故（生産物賠償補償）	1名 2億円 1事故・期間中 5億円	1事故・期間中 1億円
施設の所有・使用または管理に起因する事故（施設所有管理者賠償補償）	1名 2億円 1事故 5億円	1事故 1億円
自動セットしている主な特約	【請 賠】交差責任担保追加条項（Both-Way）、作業対象物担保追加条項 【施設賠】漏水担保追加条項	

オプション (1) 被害者対応費用担保追加条項

保険の対象となる事故が発生し、第三者が身体障害もしくは財物損壊を被った場合に、被保険者が慣習として支払う見舞金、見舞品購入費用または対物臨時費用を補償します。

保険金額・自己負担額 (自己負担額: 0万円)

支払限度額			
被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円
		死亡以外の場合	2万円
	対物見舞費用		2万円
保険期間中		1,000万円	

オプション (2) 事故対応特別費用担保追加条項

(除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用)

保険金が支払われる損害賠償請求が提起された場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合、被保険者がその対処のために支出した以下の費用(*1)を支払います。

保険金額・自己負担額

保険期間中 1,000万円 (自己負担額: 0万円)

(*1) お支払いの対象となる費用
・事故発生時の事故現場の保存・記録費用、片付け費用、原因究明調査費用等
(初期対応費用)
・応訴のために緊急に要する人件費・交通費などの費用
・裁判等提出する文書作成費用等(訴訟対応費用)

3 掛金

ご加入タイプ(自己負担額)と月額掛金率

基本補償の月額掛金率		プランI 自己負担額 0万円 ・身体賠償 10万円 ・財物賠償 10万円	プランII 自己負担額 0万円 ・身体賠償 0万円 ・財物賠償 3万円
完成工事高	100万円～ 999万円	132円	232円
	1000万円～ 2999万円	131円	215円
	3000万円～ 4999万円	129円	177円
	5000万円～ 9999万円	126円	142円
	1,0000万円～1,9999万円	119円	132円

オプションを1つセットした場合の月額掛金率

(被害者対応費用担保追加条項または事故対応特別費用担保追加条項のいずれかをセット)

オプションを1つセットした場合の月額掛金率		プランI 自己負担額 0万円 ・身体賠償 10万円 ・財物賠償 10万円	プランII 自己負担額 0万円 ・身体賠償 0万円 ・財物賠償 3万円
完成工事高	100万円～ 999万円	137円	240円
	1000万円～ 2999万円	136円	222円
	3000万円～ 4999万円	133円	183円
	5000万円～ 9999万円	130円	147円
	1,0000万円～1,9999万円	123円	137円

オプションを2つセットした場合の月額掛金率

オプションを2つセットした場合の月額掛金率		プランI 自己負担額 0万円 ・身体賠償 10万円 ・財物賠償 10万円	プランII 自己負担額 0万円 ・身体賠償 0万円 ・財物賠償 3万円
完成工事高	100万円～ 999万円	141円	248円
	1000万円～ 2999万円	140円	230円
	3000万円～ 4999万円	138円	189円
	5000万円～ 9999万円	135円	152円
	1,0000万円～1,9999万円	127円	141円

* 完成工事高2,0000万円以上の場合は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

年間包括契約方式 地盤崩壊危険補償特約の月額掛金(例)

1年間の完成工事高	標準プラン(45度免責有)	充実プラン(45度免責無)
5千万円	2,960円	5,670円
1億円	5,920円	11,340円
2億円	11,830円	22,660円
3億円	17,750円	34,000円
5億円	26,670円	51,050円

月額掛金 算出の方法

●必ず、直近会計年度(1年間)の完成工事高(百万円)に基づき掛金を算出してください。

○ご加入の際には、直近の決算資料等の完成工事高がわかる資料を提出していただきます。この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は直近の会計年度における保険料算出基礎完成工事高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。ただし、保険料が1,000万円超となる場合は確定精算が必要となります。

基本補償

●ご希望のタイプを選択のうえ、以下の計算式で掛金を算出してください。

$$\left[\begin{array}{c} \text{完成工事高(百万円)} \\ \text{(10円未満四捨五入し、10円単位)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基本補償の月額掛金率} \\ \text{(10円未満四捨五入し、10円単位)} \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{地盤崩壊危険補償特約の月額掛金} \\ \text{※地盤崩壊危険補償特約を付帯する場合} \end{array} = \begin{array}{c} \text{月額掛金} \\ \text{円} \end{array}$$

※直近会計年度(1年間)の完成工事高が10百万円未満の場合は完成工事高を10百万円として計算してください。

※掛金には、保険料の他に、制度運営費(掛金の約30%相当)が含まれています。(制度運営費はこの補償制度の運営に必要な費用に充当するための費用です。)その為、引落後後の返金はできません。

事故(保険金の支払い)があった場合の掛金

事故(保険金の支払い)があった場合は、上記月額掛金に30%の割増がかかる場合があります。
また事故(保険金の支払い)が3件以上あった場合は、全管連にて協議を行い、次年度以降の更改を見合わせる可能性を含め、お引受条件を変更させていただく場合がありますこと、予めご了承ください。

1 工事契約方式 地盤崩壊危険補償特約

保険金額

基本補償	身体賠償	財物賠償	自己負担額
【1工事契約の主契約】 工事中の事故(請負賠償補償)	1名 2千万円 1事故 2千万円	1事故 2千万円	①身体賠償10万円 財物賠償10万円 ②身体賠償0万円 財物賠償3万円
地盤崩壊危険補償特約	—	標準プランの場合 1事故 2千万円 期間中 4千万円	5万円
		充実プランの場合 1事故 2千万円 期間中 2千万円	

保険期間

請負契約の工事開始日から完成引渡し時までとなります。

(保険始期は毎月1日付で、保険開始日の午前0時から、終期は保険期間の満了日の午後4時までとなります。ただし、保険期間の開始は加入依頼書一式のご提出・掛金のお振込みが完了してからとなります。)

※工期が延長となる場合は、変更後の請負契約書をご提出願います。

1工事の掛金(例)

1工事の請負金額	標準プラン(45度免責有)	充実プラン(45度免責無)
1千万円	17,040円	29,880円
3千万円	51,270円	89,670円
5千万円	85,380円	149,340円
1億円	170,340円	298,260円

※工事期間3か月、1工事契約主契約の自己負担額を10万円を試算しています。 ※工事毎の掛金は取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

●お支払いいただく掛金

上記の「1工事の掛金(例)」に別途「管工賠本体(基本補償:年間包括契約)」の掛金をお支払いいただきます。

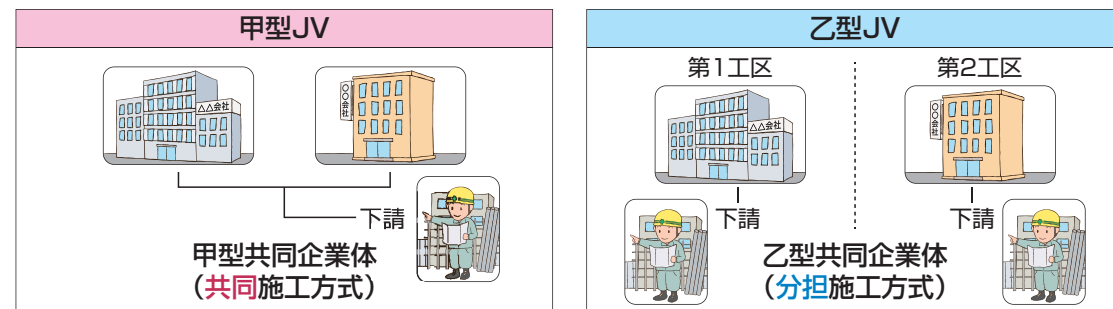
※掛金には、保険料の他に、制度運営費(掛金の約30%相当)が含まれています。(制度運営費はこの補償制度の運営に必要な費用に充当するための費用です。)その為、引落後後の返金はできません。



ジョイントベンチャー工事（JV工事）の取扱

①対象となる工事

甲型JV：構成員は出資割合に応じて資金・人員・機材等を供与し施工する。
乙型JV：各構成員が工事を分割し、それぞれの分担工事分を施工する。



②補償の対象となる方（被保険者）

①貴社（記名被保険者） ②貴社の役員および使用人 ③貴社の下請負人 ④貴社の下請負人の役員および使用人
⑤他の構成員（共同企業体を構成する記名被保険者以外の者）
※⑤は甲型JVのみ被保険者になります。

③ご契約時の注意点

完成工事高にJV工事の完成工事高を含めて申告してください。
※JV工事を含めない場合は「対象としない工事を設定する場合の確認用紙」を提出してください。
詳細は取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

④お支払いする保険金

甲型JVの場合

②記載の補償の対象となる方（被保険者）が施工した箇所に起因して発生した偶然な事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。

計算式 お支払いする保険金 = (損害賠償金 - 免責金額) × 出資割合

お支払い例	事 案	
	①自社が起こした事故の場合	②他の構成員（他社）が起こした事故の場合
	プランⅠに加入中で自社出資割合（責任分担割合）が30%の場合 工事中に自社従業員が手を滑らせてしまい工具を落とした。 工具が通行人に当たりケガをさせた。治療費100万円。	プランⅡに加入中で自社出資割合（責任分担割合）が20%の場合 工事中に他社従業員がコンボ操作中にお客様の車両と接触。 全損となり弁償。車両価格500万円
	お支払いする保険金 27万円 (100万円－10万円)×30%	お支払いする保険金 99.4万円 (500万円－3万円)×20%

甲型JV工事全体が補償対象となりますが、事故の際はご加入者の甲型JV（共同施工方式）における出資比率を乗じた額を保険金としてお支払いします。
※請負業者特約条項のみ補償します。生産物特約条項・施設所有管理者特約条項は補償対象外です。

乙型JVの場合

②記載の補償の対象となる方（被保険者）が施工した箇所に起因して発生した偶然な事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。

⑤保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。
詳細は取扱代理店・損保ジャパンにお問い合わせください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、罹災証明書、盗難届出証明書 等
(3) 損害または費用の発生を確認する書類	復旧工事見積書、復旧工事の工程表(写)、復旧工事出面表(写)、請負工事の工程表(写)、作業日報(写)、リース契約書(または納品書)(写)、損害が生じた物の全体像および被害箇所・被害の程度のわかる写真、残存物取片づけ費用・原状復旧費用・航空物輸送運賃に関する領収書・明細書 等
(4) 保険の対象および工事の内容を確認する書類	請負工事契約書(写)、JVの場合にはJV協定書(写)、工事概要書・仕様書(写)、請負工事金額内訳書(写)、実行予算書(写)、請負工事の工程表(写)、作業日報(写)、工事設計時図面、固定資産台帳・取得時の領収書・売買契約書等(写)、保険の対象を撮影した写真 等

加入手続き

1. 申込手続き

新規・中途・継続加入共通

専用の「全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書」にて申込みください。記入・押印しましたら取扱代理店または損保ジャパンに渡してください。預金口座振替依頼書には金融機関お届け印を押印ください。

必要書類

● 全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書 ● 預金口座振替依頼書(注)

(注) 新規加入または継続加入で金融機関に変更のある場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

2. 掛金の払込方法

掛金は指定する金融機関口座より毎月引き落としします。
補償開始月の22日（休日の場合は翌営業日）より引き落とし開始となります。

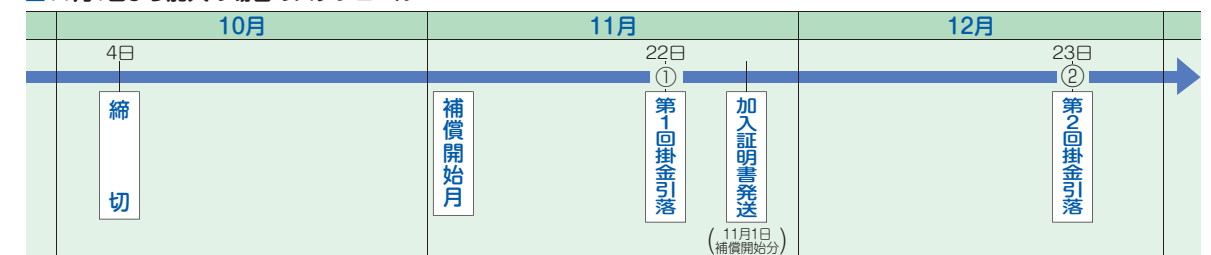
※引落が出来なかった場合（資金不足等の場合）は、翌月に再度引落の請求をいたします。2か月連続で引落が出来なかった場合は最初に引落できなかった月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。

3. 申込締切日

損保ジャパン必着の期限となります。

(1) 2024年11月1日 補償開始の場合：2024年10月4日
(2) 中途加入の場合：補償開始月の前月15日（土日祝日の場合は前営業日）
(3) 変更・脱退の場合：変更月の前月15日（土日祝日の場合は前営業日）

■11月1日より加入の場合のスケジュール



1. 申込手続き

専用の「全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書（1工事契約用）」にて申込みください。記入・押印しましたら取扱代理店または損保ジャパンに渡してください。

必要書類

● 全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書（1工事契約用） ● 請負契約書(写)

2. 掛金の払込方法

掛金は以下の口座へお振込みをお願いします。

振込先口座	みずほ銀行 池袋支店 普通 2886763
	名義 全国管工事業協同組合連合会

● 補償開始前月25日(※)までにお振込みください。※25日が土日祝日の場合は前営業日

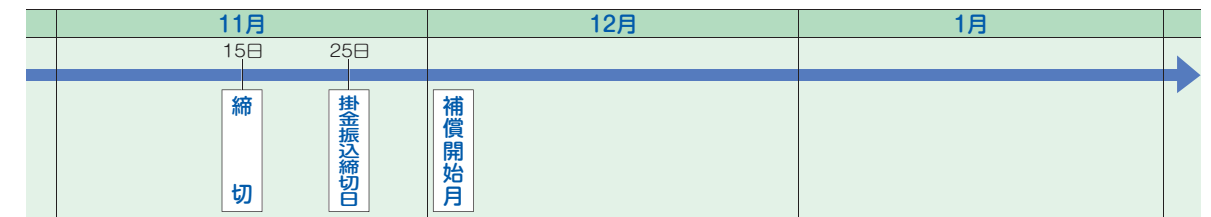
● 振込手数料はご加入者にご負担いただきます。

3. 申込締切日

損保ジャパン必着の期限となります。

補償開始月の前月15日（土日祝日の場合は前営業日）

■12月1日より加入の場合のスケジュール



全額損金処理(※)できます。※今後、法改定により変更になる可能性があります。
また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。

MEMO

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 〈3〉損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

請負業者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事(作業)中の事故、②請負工事(作業)を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことにより要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入証明書に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 作業対象物担保追加条項(請負業者特約条項用) 作業対象物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。 (作業対象物の定義) 作業対象物とは、作業(注1)の対象物であって、所有財物(注2)および受託物を含みません。 (注1)作業 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 (注2)所有財物 被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。 地盤崩壊危険担保追加条項(請負業者特約条項用)(オプション) 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する場合に、被保険者(貴社)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 ②土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊	この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染危険 - 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ●医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ●弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といって、以下のアとイに限定されています。 - ア.記名被保険者が所有する財物 - イ.記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。) 【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】 ①被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任 ②被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 - ア.土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊(地盤崩壊危険補償特約を付帯しない場合) - イ.土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊(地盤崩壊危険補償特約を付帯しない場合) - ウ.地下水の増減 ③施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車を含みます。))の所有、使用または管理(注)に起因する賠償責任 (注)貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。 ⑤仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2) (注1)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後を含みます。 (注2)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑦じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ⑧支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑨次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことによって生じた賠償責任 - ア.記名被保険者の役員または使用人 - イ.記名被保険者の下請負人 - ウ.記名被保険者の下請負人の役員または使用人 地盤崩壊危険担保追加条項(標準プラン・充実プラン)(請負業者特約条項用)(オプション) ①無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する賠償責任 ※無振動工法によらない工事の具体例(振動規制法施行令別表第二に定められた作業は、無振動工法によらない工事です。) ②地下水の増減およびその利用に係る賠償責任 ③地盤の崩壊による道路(その付属物を含みます。)、河川または堤防の損壊に起因する賠償責任 ④被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任 ⑤保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任 ⑥シールド工法による場合、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊に係る賠償責任(標準プランのみ) ⑦シールド工法によらない場合、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任(標準プランのみ) ⑧他の請負業者(当該業者の下請業者を含みます。))が施工中の工事の目的物またはその所有、使用または管理する財物の損壊に起因する賠償責任 ※ただし、被保険者と発注者を同じくする他の請負業者(当該業者の下請業者を含みます。))が施工中の工事の目的物またはその所有、使用または管理する財物の損壊に起因する賠償責任は、補償の対象となります。 ⑨被保険者が支出した次の費用(費用を支出した理由を問いません。) - ア.薬液注入に係る費用 - イ.設計変更または工事変更のための費用

生産物賠償責任保険のあらまし	
保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかざります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が工事完成引渡し時の属する保険年度の加入証明書に記載された免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、工事完成引渡し時の属する保険年度の加入証明書に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 *事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者の支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染危険 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ●医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ●弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。 ア.記名被保険者が所有する財物 イ.記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)をいいます。 ウ.所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) 【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】 ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。) ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

施設所有管理者賠償責任保険のあらまし	
保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかざります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入証明書に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 【漏水担保追加条項(施設所有管理者特約条項用)】 被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははじらんする液体、気体、蒸気等による他人の財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染危険 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ●医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ●弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。 ア.記名被保険者が所有する財物 イ.記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)をいいます。 ウ.所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) 【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】 ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律185号)によって定められる自動車および原動機付自転車)をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任 ③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑥支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア.記名被保険者の役員または使用人 イ.記名被保険者の下請負人 ウ.記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

ご　注　意
●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。 ●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。 ●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。 ●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。 ●保険料算出の基礎となる完成工事高等、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。 ●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。 ●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について 営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
①保険期間が1年以内のご契約 ②営業または事業のためのご契約 ③法人または社団・財団等が締結したご契約 ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

ご加入にあたってのご注意	
●告知義務(ご契約締結時における注意事項) (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。 <告知事項>	●通知義務(ご契約締結後における注意事項) (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて	加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。 (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。	(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、<u>あらかじめ</u>取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、<u>遅滞なく</u>取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。 (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
①保険料算出の基礎数字(完成工事高) ②対象とする工事 ③記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) ④損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項 ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項(生産物賠償責任保険の場合)	ご加入者の住所などを変更される場合
	(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。 (4)重大事由による解除等 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

募集文書作成担当店	幹事取扱代理店
 損害保険ジャパン株式会社 SOMPO 営業開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3820 FAX.03-6388-0157 受付時間:平日/午前9時～午後5時 公式ウェブサイト https://www.sompo-japan.co.jp/	株式会社ウーベル保険事務所 〒104-0041 東京都中央区新富町新富2-4-5 ニュー新富ビル8F TEL.03-3553-8552 FAX.03-3553-8553 受付時間:平日/午前9時15分～午後5時15分